

〜〜〜〜 必ずご確認ください。〜〜〜〜

後退用地等の取得価格及び費用補助における注意事項

大府市建築行為等に係る後退用地等に関する要綱（以下、「後退要綱」という。）第3条に基づく後退用地の売却又は寄附を希望するにあたり、大府市道路用地取得要綱（以下、「取得要綱」という。）第5条に基づく取得価格及び第6条に基づく測量・登記等の費用補助において、下記の注意事項を必ず確認してください。

記

1. 買収（寄附）及び費用補助の対象は、後退要綱に基づき買収（寄附）対象となるものに限ります。
2. 後退用地等を買収する場合の取得価格は、固定資産税路線価となります。
3. 測量・登記費用の補助は、市が契約している公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に加入している土地家屋調査士に限ります。また、土地家屋調査士への依頼は、申請者自身で選定し、依頼して頂くことになります。依頼時に、この費用補助での依頼の旨を伝えてください。
4. 費用補助は、後退用地の所有権が市へ移転確認できたものに限ります。このため、境界が未確定になった場合、後退用地内に建築物等が残っている場合及び所有権移転までできなかった場合は、そこまでに掛かった費用は、申請者負担となります。
5. 市で費用負担できる測量費は原則 50 万円を上限とし、上限を超えた分は、申請者負担となります。
6. 市が行う工事は、路線の後退用地の取得状況により、整備計画を検討します。必ずしも後退用地取得後に道路側溝や舗装等の整備を行うものではありません。ただし、予算の範囲内で公益性及び投資効果があるもの限り、取得した後退用地の管理として、簡易舗装又は碎石等の雑草対策は、必要に応じて整備を行います。
7. 申請者が側溝等を施工する場合（承認工事に基づく場合）は、材料支給ができる場合がありますので、下記までお問い合わせください。

※ 不明な点等ありましたら、建設総務課窓口までお問い合わせください。

【大府市役所都市整備部建設総務課 電話：（０５６２）４５－６２３２】